

令和3年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年12月2日から令和3年12月10日まで第4回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年12月2日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	田 中 啓 太
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	五十嵐 吉 雄
政策財務課長	佐 藤 銀 四 郎	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会計管理者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子ども課長	佐 藤 美 千 代	監 査 委 員	仙 波 利 郎



◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、1番、目黒克博君、2番、蓮沼文明君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第4回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程(案)のとおり、本日12月2日から12月10日までの9日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月2日から12月10日までの9日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告3件を提出いたします。

議長報告第22号「定期監査の結果報告について」、議長報告第23号「例月出納検査の結果報告について」、及び議長報告第24号「諸般の報告(第4号)について」であります。

朗読を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物により、ご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長(古川庄平君)(登壇)

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和3年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共にご多用にもかかわらず、ご出席を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、この機会に、当面する町行政の諸課題及び本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げ、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

昨年をはじめより感染拡大が続いております新型コロナウイルス感染症につきましては、日本国内におきまして、8月20日に過去最大となる1日2万5,992人の感染者を確認して以降、感染者数、重症者数及び死者数などが減少してきており、福島県内においても、11月に入り、感染者の報告がない日が連続で確認されるなど、小康状態が続いております。医療提供体制のひっ迫状態も緩和され、医療従事者の方々の緊張も少し和らいでいるものと感じております。

しかしながら、報道によりますとヨーロッパなどでは、ワクチンを接種した方が新型コロナウイルス感染症に感染するブレイクスルー感染や、強い感染力を持つ新たな変異株が確認されるなど、再び感染者数の増加が起り始めています。日本国内においても、年明けにかけて第6波の到来が想定されており、医療提供体制の十分な確保といった準備が、国や都道府県を中心に進められております。町といたしましても、国や県の情報をもとに、関係機関と連携を密にして町民皆様が安心して生活ができるよう、引き続き感染症対策を講じてまいります

さて、この間のスポーツ関係におきましては、町代表チームの素晴らしい活躍がございました。はじめに「第15回市町村対抗福島県軟式野球大会」では、1回戦の田村市戦において、劇的なサヨナラヒットで逆転勝利となり初戦を突破いたしましたが、2回戦の玉川村戦においては、先制するも逆転を許し、惜しくも1点差で敗退いたしました。選手皆さんが一つのボールに集中し、全力でプレーする姿に、大いに感動いたしました。

次に「第8回市町村対抗福島県ソフトボール大会」では、初戦の小野町戦で奮闘の末、惜しくも敗退し、2年連続の初戦突破とはなりませんでした。次年度の躍進を期待しております。

次に、11月21日に開催されました「第33回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」では、2年ぶりに白河市から福島市までの16区間で大会が行われました。会津坂下町チームは、5時間37分45秒で、総合25位、町の部では4年連続となる9位入賞となりました。選手皆さんが、1本のタスキを必死につなごうとする姿に、勇気と感動を与えていただきました。

これらの大会へ出場するため、様々な感染症予防対策を講じ、万全の準備を整えられてきた関係者皆様のご尽力と、多くの町民の方々の応援に感謝申し上げますとともに、選手皆様の今後ますますのご活躍を期待いたします。

それでは、諸般の事業について申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の状況」について申し上げます。

本町におきましては、高齢者の方から優先して5月よりワクチン接種を進めてまいりました。また、ワクチン接種券については対象となる町民の方への発送が既に完了しており、12歳未満を除く町民全体の接種率を見ますと、11月22日現在、1回目完了が89.84%、2回目完了が88.67%となっております。今後、日本国内においても感染防止及び重症化防止のため、3回目の接種の準備が進められます。町としましても、接種を希望する町民の方々が、安全に接種を受けることができるよう、体制を整え取り組んでまいります。

次に、地域おこし協力隊の採用状況について申し上げます。

高寺地区において、担い手不足の果樹農家を手伝いながら、空き家改修による、地域住民の集いの場の創設に取り組む協力隊の募集をしたところ、4名の応募がありました。

応募者が実際に活動する地域を知り、移住後の生活をイメージできるよう、10月に「お試し田舎暮らし体験」として来町していただき、活動場所となる杉山区において、空き家の見学やリンゴ畑での収穫体験等をしていただきました。冬の会津坂下町を体験していただくため、1月にも同様の取り組みを計画しております。

今回応募いただいた方々は、会津坂下町の過疎対策のために欠かすことのできない人材であり、杉山地区の活性化だけでなく、町の各分野で活動していただくため、4名の採用を考えており、令和4年4月から着任していただきたいと考えております。

次に、建設行政について申し上げます。

橋梁につきましては、既に長井橋の橋梁修繕工事、及びステーションばんげ南公園線跨線橋補修設計、並びに中新橋の橋梁定期点検に着手しております。また古町川尻団地1号棟給水設備等改修工事につきましては、給水管等の改修を8月に着手しており、いずれも年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、今年度5件の移転補償を予定しており、うち2件の家屋移転等が完了し、残る3件についても年度内完了の見込みとなっております。

次に、公共下水道事業について申し上げます。

坂下中央処理区におきましては、仲町、茶屋町、緑町、新富町、柳町、橋本地内の1,253mの管渠埋設工事を進めております。坂下西処理区におきましては、新町外地内の舗装復旧工事及び管渠埋設工事を進めており、坂下東処理区におきましても、古坂下地内の管渠埋設工事を進めております。いずれの工事も年度内の完成に向けて進めてまいります。

次に、上水道事業について申し上げます。

国道・県道改良工事及び下水道管渠埋設工事に伴う上水道管布設替工事は、年度内完成に向けて進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

令和3年産米の生産状況につきましては、福島県において作況指数が「101」の平年並みと発表されたところではありますが、7月中旬以降の好天で生育が早まり、8月上旬の出穂時期に低温と日照不足の影響を受けたことにより、3割程度収量が減少した状況に

あります。

また、価格動向につきましては、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響が続き、民間在庫量が徐々に減少しつつあるものの外食産業を中心とした需要が回復せず、概算金においては約 20%下落し、次期作に向けた農業経営への影響が懸念されております。

このような状況を受け、本町においては、稲作農家が意欲的に次期作へ取り組めるよう「稲作経営持続化支援補助金」を新たに創設し、12月10日の交付に向け、現在手続きを進めているところであります。

次に、令和4年産米の需要に応じた生産につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中で、早急な米価回復も見込めないことから、今年度同様に、農家所得の確保を最優先課題に位置付け、国の直接支払交付金により確実な収入が見込める新規需要米等作付けへの誘導を継続的に行ってまいります。

さらに、低コスト・省力技術の導入による、持続可能な水稻の生産体系確立を目指し、令和4年度から農業者、県、農機具メーカー等と一体となった実証試験に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策事業につきましては、ツキノワグマの出没件数は昨年度と比較して減少したものの、イノシシの出没件数は増加したため、捕獲罠設置による駆除と、電気柵設置による被害の拡大抑制にあたりるとともに、今年度新たに集落からの要望に基づく放任果樹の伐採事業に取り組んでまいりました。電気柵の設置につきましては、今年度、3集落において県補助事業や多面的機能支払交付金事業を活用した集落ぐるみによる設置に取り組んだところであり、ほか他1集落では県主体事業による電気柵設置に向け、県と集落が連携し環境診断や緩衝帯整備に取り組んでおります。

さらに、今年度農業者個人の電気柵設置への支援として創設いたしました、有害鳥獣侵入防止柵等購入費補助事業においては、13名の農業者に対し支援を行ったところであり、今後も、集落や農業者との連携を強化し、人的被害の未然防止と、農作物被害の拡大抑制に向けた有害鳥獣対策に継続的に取り組んでまいります。

次に、商工業及び観光物産行政について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響による町独自支援策のうち、ばんげ応援商品券につきましては、12月末までの期限となっておりますが、これまでに約7割が換金されております。また、感染防止対策事業者応援金につきましては、一律支援分・加算支援分あわせて約200件の申請があり、順次交付しております。

学生生活支援事業の町物産品発送事業につきましては、第1回目の送付を完了しており、第2回目の送付も来年1月までに発送を完了する予定であります。

次に、商工関係でございますが、企業誘致につきましては、福島県東京事務所への訪問を行い、首都圏企業の現状と現在入居可能な空き工場、新たに事務所として利用可能な物件を紹介するなど、情報共有を図ってまいりました。

次に、観光物産関係でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、約一年半のあいだ各種イベント等が中止されるなどの状況が続いておりましたが、首都圏での規制が緩和されたことに伴い、姉妹都市である埼玉県北本市の農産物直売所「桜国屋」

や、以前から交流のある埼玉県富士見工業団地内での物産販促活動、首都圏での会津坂下町産品の取り扱いによるPR店との意見交換も実施したところです。このうち、PR店につきましては、新たに2店舗との協議を進めているところであり、今後もこのような地道な活動をとおして、積極的に会津坂下町及び特産品のPRを実施していきたいと考えております。

また、「ばんげまち歩き」も開催することができ、中村区のザル菊などを見学した参加者からは大変ご好評をいただいたところです。

次に祭り関係につきましては、そばの振興のため、以前のような「そばまつり」の代替事業として、飲食店等でのスタンプラリーや、生そばを送料無料で配送する「会津坂下町そばごんまい」を実施しております。また、「坂下初市」につきましては、実行委員会において、全体の規模は縮小するものの、大俵引きは感染拡大防止対策を実施しながら開催することが決定されております。

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた商工観光部門でございますが、少しずつコロナ以前の活動ができるようになってまいりました。しかしながら、ヨーロッパでの感染再拡大や国内での第6波に対する懸念もあることから、今後も感染状況を注視しながら、できる限り積極的に商工業・観光の振興につながる取り組みを進めてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため延期しておりました、小中学校の修学旅行は10月下旬から11月上旬にかけて、各小中学校において無事実施されました。子どもたちにとっては一生の思い出のひとつであり、保護者をはじめとする関係者の皆様のご協力に感謝申し上げます。引き続き「新しい生活様式」により教育活動を展開してまいります。

成人式につきましては、令和2年度分を、令和4年1月9日に、令和3年度分を、令和4年の夏に開催する予定となっております。感染拡大第6波も懸念されるところでありますが、新成人の方々の要望を尊重しながら準備を進めてまいります。

学校給食費につきましては、現在は、園児・児童・生徒の保護者から町会計に納入するのではなく、一旦、学校や幼稚園が給食費を集金し、町会計に納入する公会計に準じた運用となっております。

今、国では、学校給食費について学校を介さず、直接、市町村が徴収管理業務を行う公会計化を促進しているところです。本町におきましても、今年度より児童手当からの納入を開始し、保護者の利便性向上、教職員の業務負担軽減に向け、完全公会計化を段階的に推進しております。このことから、次年度より学校給食費の徴収管理業務を完全公会計化に移行するため、本定例会に新規条例の議案を上程いたします。

次に、子育て支援について申し上げます。

幼稚園では、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の方々との交流事業を自粛していたところですが、10月から徐々に再開をいたしました。祖父母世代との交流事業として、サツマイモ掘りを実施し、おじいちゃんと協力して収穫したサツマイモを家族

と一緒に、イモ掘りの様子を話しながら楽しく食べたという話も園に寄せられたところ  
です。また、ザル菊見学やリンゴ狩りにも出かけ、地区の方との交流を通して活動を楽  
しみました。

今後も、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を取りながら、子どもたちが地  
域の方々と十分触れ合えるよう努めてまいります。

次に補正予算について申し上げます。

はじめに、令和3年度一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ1億2,976万2千円を追加し、86億404万4千円とするものであ  
ります。

歳入の主なものは、国県支出金の確定に伴う増減のほか、個人町民税の増、不動産売  
払収入、ふるさと納税寄附金の増、などを計上いたしました。

歳出の主なものは、各種過年度返還金の支出、燃料費の高騰への対応、町有財産の売  
却及び、ふるさと納税分の基金積立の実施に加え、新庁舎建設へ向けた旧江戸鮎建物解  
体の設計業務の経費などを計上いたしました。

また、県補助金を活用し、きゅうり農家がパイプハウスと、かん水設備の整備を行う  
生産力強化支援事業補助金の増額を計上いたしました。

また、会津西部斎苑管理運営業務にかかる債務負担行為を設定いたしました。

次に、特別会計について申し上げます。

令和3年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出の総額  
に変更はありませんが、歳出予算のうち、建設費の委託料と工事請負費の組み替えにつ  
いて予算計上いたしました。

次に、令和3年度水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、県交付金事業の  
減額変更に伴う関連予算の減、県との継続協議に伴う更新工事の減、及び配水管布設替  
工事等の工事費確定による増を計上したものであります。

これらの案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりで  
ありますが、その内容につきましては、各担当課長より説明させますので、なにとぞ慎  
重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます、私のあいさ  
つといたします。

どうぞよろしく願いいたします。

◎議案第82号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第82号「会津坂下町福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税  
の特例に関する条例」から議案第93号「令和3年度会津坂下町水道事業会計補正予算  
（第4号）」までの12件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

- 議案第 82 号 会津坂下町福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例
- 議案第 83 号 会津坂下町学校給食費条例
- 議案第 84 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 85 号 会津坂下町税条例の一部を改正する条例
- 議案第 86 号 会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第 87 号 会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 88 号 会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 89 号 会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 90 号 会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 91 号 令和 3 年度会津坂下町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 92 号 令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 93 号 令和 3 年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第 4 号）

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第 82 号について説明願います。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

皆さんおはようございます。

議案第 82 号「会津坂下町福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、福島復興再生特別措置法の改正により、特定事業活動を行う事業者が設備投資等を行った場合、固定資産税の減免を受けられることとなり、県内全市町村が対象となることから、本町におきましても条例を制定するものでございます。

第 1 条は、本条例の趣旨について記載をしたものであり、今回の法改正において、福島復興再生特別措置法の規定により、提出特定事業活動振興計画に基づく特定事業活動の用に供する特定事業活動施設等を新設または増設した事業者に対して課する固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条は、福島復興再生特別措置法の改正に伴う課税免除でありまして、県が内閣総理大臣に「特定事業活動振興計画」を提出した日から、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、

特定事業活動施設等を新設または、増設した者に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産、並びに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を課することとなった年度から5ヵ年度分のものに限り、当該固定資産税を免除することを定めるものでございます。

第3条は、課税免除の適用について定めるものでありまして、前条の規定による課税免除、若しくは会津坂下町税特別措置条例第4条及び第5条の2の規定による課税免除について、納税義務者の選択により、いずれか一つの規定を適用するものでございます。

2ページをお開き願います。

第4条になります。第4条は、課税免除の申請について、免除を受けようとする固定資産税の納税義務者は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日までに、課税免除申請書を提出しなければならないとするものでございます。

第5条は、本条例の施行に必要な手続きについて、規則へ委任するものでございます。

附則の1としまして、この条例の施行の日を定めるものでありまして、公布の日から施行したいとするものでございます。

附則2及び3は経過措置でありまして、附則の2は、この条例の規定は、提出日以降この条例の施行の日の前日までの間に町内において、特定事業活動施設等を新設し、または増設した者についても適用したいとするものでございます。

附則の3は、前項の規定の適用を受ける者に課された、または課されるべきであった固定資産税については、第4条に規定する申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して60日を経過した日としたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第83号について説明願います。

◎教育課長（上谷圭一君）

議長、教育課長。

◎議長（水野孝一君）

上谷教育課長。

◎教育課長（上谷圭一君）

皆さんおはようございます。

議案第83号「会津坂下町学校給食費条例」につきましてご説明いたします。

現在の学校給食費につきましては、徴収規則を定めて運用しているところでありますが、学校給食費を、学校等を介さず、直接、地方公共団体が徴収管理業務を行う公会計化に移行することに伴い、新たに条例として制定したいとします。

第1条は、趣旨であり、学校給食費に関し必要な事項を定めるものとする、というものであります。

第2条では、学校給食の実施についてであり、町立の幼稚園、小学校、中学校に在園

在学する園児、児童生徒及び、これらの機関に属する職員等を対象としております。

第3条は、学校給食費の納入義務者を、学校給食を受ける園児、児童生徒の保護者及び職員、学校給食センターの職員、その他行事等により学校給食を受ける者とし、第1号から第4号までを明記しております。

第4条では、学校給食費の徴収についてであり、学校給食法第11条第2項において保護者の負担とされているものであり、負担すべき経費の範囲内で、規則で定める額を町が徴収するものです。

第5条は、納付の期日についてであります。

第6条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるというものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年度分の学校給食費から適用したいとするものであります。

なお、令和3年度分までについては従前の例によるものとしたいとするものであります。

以上で説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第84号から議案第87号について説明願います。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議案第84号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、報酬の支給期日の見直しに伴い、町条例を改正したいとするものであります。

見直しの主な内容につきましては、まず1点目は、報酬の額が日額で定められているものについては、その都度勤務の終了した日に支給することとなっているものを、勤務日以降にも支給することができるものとする内容であります。これは、今後、リモート会議の普及などによって、報酬を勤務日当日に支給することが困難となる場合が出てくることが想定されること、また、口座振替による報酬の支給を可能とするため、条例の一部を改正したいとするものでございます。

次に2点目は、回ごとで定められている報酬の支給期日に関して規定されていなかったため、これを新たに追加するものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げますので、新旧対照表の参考資料をご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後でありまして、下線部分が改正箇所であります。

第3条第1号中「がたい」を漢字標記に改め、同条第2号ただし書中「会議等の時間

がおおむね4時間を超えない場合については、日額の2分の1に相当する額を支給するものとし、また、勤務が連続して2日以上にわたる場合にあっては、その勤務の末日にこれを支給する。」を「特別の事情によりこれにより難いときは、その都度町長の指定する日に支給することができる。」に改め、同条第3号を第5号とし、同条第2号の後に、第3号「前号の規定において、会議等の時間がおおむね4時間を超えない場合については、日額の2分の1に相当する額を支給するものとする。」及び第4号「報酬の額が回ごとに定められているものについては、その都度勤務の終了した日に支給する。ただし、特別の事情によりこれにより難いときは、その都度町長の指定する日に支給することができる。」を加えるものであります。

次に、議案に戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

説明は、以上でございます。

続きまして、議案第85号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、関係条文を改正するものでございます。改正点といたしましては、個人町民税の非課税の範囲の改正に伴う改正、及び寄付金税額控除の改正に伴う改正、並びに特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正に伴う改正でございます。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げますので、「新旧対照表」をご覧ください。右側の「旧」が、「改正前」、左側の「新」が、「改正後」であり、下線部分が改正箇所であります。

1ページをお開き願います。

第24条第2項の改正は、個人町民税の非課税の範囲の改正に伴う改正で、令和2年度の税制改正において、国外居住親族の扶養控除の要件が厳格化されたことを踏まえ、個人町民税の均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の見直しに伴い、扶養親族の次に、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。」を追加するものでございます。

次に、第34条の7第1項第2号及び第3号の改正は、寄付金税額控除の改正により改正するもので、個人が特定公益増進法人に対して行った寄付金のうち、出資目的寄付金について税額控除の対象から除外されたことに伴い、寄付金の次に、「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き」、を追加し文言等を改正するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第36条の3の3の改正は、地方税法の改正、「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る。」に改めるものでございます。

次に、附則第5条第1項の改正は、令和2年度税制改正において、国外居住親族の扶養控除の要件が厳格化されたことを踏まえ、個人町民税の所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の見直しに伴いまして、「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親

族に限る。以下この項において同じ。」を追加するものでございます。

次に、3 ページをお開きください。

附則第 6 条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正に伴い、改正するもので、適用期限を 5 年間延長し令和 9 年度までとするものでございます。

次に、本文にもどっていただきまして、1 ページをご覧ください。

附則といたしまして、第 1 条にて、この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行したいとするものでございます。

また、ただし書きにより、第 24 条第 2 項、第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定、及び、附則第 5 条第 1 項の改正規定、並びに次条第 2 項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行したいとするものであります。

次に、附則第 2 条は、町民税に関する経過措置であります。第 2 条第 1 項につきましては、改正後の会津坂下町税条例第 34 条の 7 第 1 項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同号に規定する寄付金または金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の会津坂下町税条例に規定する寄付金または金銭については、従前の例によることとしたいとするものでございます。

さらに、第 2 条第 2 項につきましては、改正後の会津坂下町税条例の規定中個人の町民税に関する部分において、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、従前の例によることとしたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 86 号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」は、会津坂下町税特別措置条例で引用する「租税特別措置法」及び、「過疎地域自立促進特別措置法」の時限の到来、及び「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の交付、「地域経済牽引事業促進法」の改正に伴い、関係条文を改正するもので、改正点といたしましては、過疎地域における課税免除に関して、対象資産及び期限についての改正、並びに「地域経済牽引事業促進区域」における課税免除に関する期限について改正するものでございます。

詳細につきましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げますので、「新旧対照表」をご覧ください。右側の「旧」が、「改正前」、左側の「新」が、「改正後」であり、下線部分が改正箇所であります。

1 ページをお開き願います。

第 2 条及び第 3 条の改正は、「租税特別措置法」等で定める開発地区における課税免除及び、「過疎地域自立促進特別措置法」の時限の到来、並びに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の交付に伴い、文言等を削除、改正するものであり、第 2

条第1号及び、第3条を「削除」の表記に改め、第2条第2号「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改め、同条第5号は法人税法の号ずれにより第2条第37号に改めるものでございます。

次に、2ページをお開きください。

第4条過疎地域における課税免除。この第4条の改正は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の交付に伴う改正でありまして、対象期間を令和6年3月31日まで延長し、対象資産となる特別償却設備の取得価格等について改正をするものであります。

次に、2ページから3ページになります。

第5条の2地域経済牽引事業促進区域における課税免除。この第5条の改正は、「地域経済牽引事業促進法」の改正に伴い、改正するもので、対象期間を令和5年3月31日まで延長し、対象施設の設置期限を令和5年3月31日までとするものでございます。

次に、第6条の改正は、今回の改正に伴い第3条の文言を削除し、「会津坂下町福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例」の制定に伴い、課税免除の次に、「会津坂下町福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例（令和3年会津坂下町条例第〇号）第2条の規定による固定資産税の課税免除」の文言を追加し、数字の1を漢数字に改めるものでございます。

次に、第7条の改正は、今回の改正に伴い、第3条の文言を削除するものでございます。

次に、本文に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。

附則といたしまして、第1条にて、この条例は、公布の日から施行したいとするものでございます。

次に、附則第2条は、適用区分に関するものであります。第2条第1項につきましては、改正後の会津坂下町税特別措置条例の第4条及び第5条の2の規定は、令和3年4月1日から適用したいとするものでございます。

さらに、第2条第2項につきましては、新条例第4条の適用日前に、改正前の会津坂下町税特別措置条例の第4条に規定する特別償却設備を新設し、または増設した青色申告者等については、従前の例にしたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第87号「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の「会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」は、会津坂下町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例で引用する地方税法に基づく「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」の一部改正に伴い、関係条文を改正するものでございます。

改正点といたしましては、資料の「新旧対照表」により、ご説明を申し上げますので、「新旧対照表」をご覧ください。右側の「旧」が、「改正前」、左側の「新」が、「改正後」であり、下線部分が改正箇所であります。

第2条不均一課税の改正は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、課税免除に係る認定期限を令和4年3月31日まで延長するものでございます。

次に、本文に戻っていただきまして、1ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行したいとしますものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第88号について説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

皆様おはようございます。

議案第88号「会津坂下町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例改正は、国の健康保険法施行令等の改正がなされることから、会津坂下町国民健康保険条例を改正するものであります。

改正の趣旨は、産科医療保障制度の見直しにより、国の健康保険法施行令第36条ただし書きに規定する、出産の場合の加算金について、これまでの1万6千円から1万2千円に見直しされたことにより、現在の出産一時金の総額42万円を維持するために、会津坂下町国民健康保険条例を改めるものであります。

次に、改正の内容であります。新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照法をご覧ください。右側が旧、左側が新であります。

会津坂下町国民健康保険条例第5条中、40万4千円を40万8千円に改めるものであります。

本文に戻っていただきまして、附則の1として、この条例は、令和4年1月1日から施行するものとし、附則2として、令和3年12月31日までの出産に係る出産育児一時金の額は、従前の例によるものとするものであります。

説明は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議いたします。

（午前10時50分）

再開を11時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前 11 時 00 分）

次に、議案第 89 号及び議案第 90 号について説明願います。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議案第 89 号「会津坂下町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

このたびの改正は、子ども・子育て支援法に基づく、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い、町条例を改正するものです。改正の内容は 2 点です。

まず 1 点目の改正概要ですが、国は、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が作成、保存などを行なうものや、保育所等と保護者との間の手続きに関するもので、書面により行うことが、規定、または、想定されている記録などを、電磁的記録により、行なうことができるように改正し、そのほか、この改正に合わせて所要の条文整備を行ないました。この、国の改正が、利用者の利便性の向上や、事業者等の業務負担の軽減につながる改正であることから、町も、国に準じて改正し、合わせて所要の条文整備をしたいというものです。

詳細につきましては、参考資料の「新旧対照表」によりご説明いたします。

資料 1 ページをご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所です。まず、改正前をご覧ください。

第 2 章の特定教育・保育施設、いわゆる保育所、幼稚園、認定子ども園に係る改正となります。これらの施設につきましては、既に第 5 条第 2 項から次のページの第 6 項までと、その下の第 38 条第 2 項により、保護者に対する「重要事項説明」については、電磁的方法により行うことを可能としております。このたびの改正では、参考資料 5 ページにあります「改正後」にありますとおり、第 4 章を新設し、第 53 条を根拠として、それ以外の事業も含め、書面等の作成・保存や利用者への情報提供などについても包括的に電磁的方法により行うことを可能とするものです。

そのため、現行の第 5 条第 2 項から第 6 項を削り、第 38 条第 2 項を削り、新たに本則に第 4 章として 1 章を加える改正となります。

参考資料 5 ページの、改正文、第 4 章「雑則」をご覧ください。

第 53 条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者と、その職員は、記録、作成、保存、その他、これらに類するもののうち、この条例で、「書面等」で行うことが規定されるものについては、書面等に代えて電磁的記録により行うことができる。とするものであります。第 2 項では、電磁的記録等の方法、第 3 項では、前項の方法について、「保護者が出力できる事」とする規定。第 4 項では、保護者に対し提供する電磁

的方法の種類及び内容を示し、承諾を得ることの規定。第5項では、保護者から電磁的方法による提供に対する、承諾・不承諾の対応についてを規定しており、第6項は、第2項から第5項までの読み替え規定であります。

次に、2点目の改正です。参考資料2ページに戻っていただき、第42条をご覧ください。

本条例第3章は、「特定地域型保育事業」いわゆる小規模な保育事業を行なうものに求められる、保育所、幼稚園、認定こども園との連携の確保についてであります。この「連携」とは、集団保育の提供などの保育内容の支援の連携。職員が病気の場合などの代替保育の提供。卒園後の受け皿確保の連携などについてであります。この連携につきましては、国の基準では、既に連携先としまして、保育所や幼稚園に加えて「小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業者」を追加するなど、連携の要件を緩和する改正を行っております。

現在、本町は、年齢区分けなどにより3歳以上の子どもを幼稚園で受け入れるなど、町内にある3カ所の小規模保育事業B型につきましては、従来の基準で連携先を確保していることから、国に準じた改正を行っておりませんでした。しかし、条令に定める「運営基準」は、「認可基準」を前提としたものであり、国に従うべき基準でもあることから、今回合わせて整備をするものです。

改正条文では、第2項から第5項、及び第8項の規定の追加、その他、項の追加による項ずれ、及び、文言の整備であります。

それでは、資料の3ページをご覧ください。

第42条第2項では、代替え保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加であり、第3項は、家庭的保育事業者等との連携をする場合の場所と保育者の能力についての規定であり、4ページの第4項、第5項では、卒園後の受け皿の提供を行なう連携施設の確保義務の緩和についての規定しております。第8項では、満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除規定の追加であります。

本文にお戻りください。最後のページになります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行したいというものです。

説明は以上となります。

次に、議案第90号「会津坂下町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

このたびの改正は、児童福祉法に基づく、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が一部改正されたことに伴い町条例を一部改正するものです。改正の概要としては、議案第89号と同様の、2点ございます。

1点目が、家庭的保育事業者等、いわゆる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、及び事業所内保育事業者の業務負担軽減などをはかる観点から、事業者等における書面の作成、保存などについて、電磁的記録による対応も可能とするものであります。

詳細につきましては、参考資料の「新旧対照表」によりご説明いたします。参考資料

の3ページをご覧ください。右の旧が改正前、左の新が改正後であり、下線部分が改正箇所です。

3ページ一番下から4ページにかけてになります。

第5章の次に第6章雑則、第49条を加えるものです。新設する第6章第49条では、家庭的保育事業者等、及びその職員は、記録、作成その他、これらに類するものうち、この条例で、「書面」で行うことが規定されるものについては、書面に代えて、「電磁的記録」により行うことができるとするものであります。電磁的記録とは、いわゆる、コンピューターによる情報処理であり、インターネットを通して、電子メールを送信する方法や、ホームページを開設しデータをダウンロードできるようにする方法、または、情報を記録したDVDやICカードなど記録する媒体を交付する方法などであります。

改正の2点目です。参考資料の1ページをご覧ください。

第6条「保育所等との連携」の改正であり、国に準じて、第2項から第5項までを加えるものです。第2項は、家庭保育事業者等における連携施設の確保義務についての緩和措置であり、代替え保育の提供元として、小規模保育事業A型等を追加するものであります。第3項は、家庭的保育事業者等との連携をする場合の場所と保育者の能力についての規定であり、第4項、5項は、卒園後の受け皿の提供を行なう連携施設の要件の緩和を規定するものであります。その他の改正は、項の追加による項ずれ、及び文言の整備であります。この第6条については、国に従うべき基準として、今回、整備をするものです。

本文にお戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行したいというものです。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第91号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。

私からは、議案第91号「令和3年度会津坂下町一般会計補正予算（第6号）」について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1億2,976万2千円を追加し、予算の総額を86億404万4千円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による、とするものです。

第3条、地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、補助金の確定や事業費の確定に伴う起債の増減、各種過年度返還金の支出、町有財産の売却分や、ふるさと納税の実績に伴います基金積立の実施に加え、会津西部斎苑管理運営業務委託の債務負担行為の設定等を行うものでございます。

1 ページをご覧ください。

「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

「第2表債務負担行為補正」についてご説明いたします。

今回の補正は追加が1件であります。会津西部斎苑管理運営業務委託料で期間は令和4年度から令和6年度まで、限度額7,920万円であります。会津ばんげ公共サービスとの契約が令和3年度までのため、新たに委託先を選定し今年度中に契約を締結し令和4年度から6年度までの委託業務を実施してまいります。

5 ページをご覧ください。

「第3表地方債補正」についてご説明いたします。

今回の補正では、追加が1件、変更が2件であります。

まず、追加の1件と変更の2件目ですが、会津美里消防署新築工事に伴います消防費負担金であり、一般事業債の全額充当を想定しておりましたが、交付税措置のある緊急防災減災事業債が措置できることとなったため、新たに緊急防災・減災事業債を400万円追加とします。合わせて、一般事業債を860万円減額し、1,600万円とするものでございます。減額分と追加分の額に差があるのにつきましては起債対象経費の変更となったものでございます。

次に、変更の1件目でございます除雪ドーザ購入費及び旧車両の売却費の確定に伴います社会資本整備総合交付金の決定により、1,000万円減額し200万円としたものでございます。

事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページ総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額84億7,428万2千円、補正額1億2,976万2千円の増、補正後の額86億404万4千円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。財源内訳は国県支出金が1,321万5千円の増、地方債が1,460万円の減、その他特定財源が8,192万3千円の増、一般財源が4,922万4千円の増であります。

3 ページをご覧ください。2歳入についてご説明いたします。

1款1項1目町税の個人町民税、補正額4,000万円の増は、今年度の課税額が決定し、新型コロナウイルスによる課税額への影響が当初の想定より少なかったため、増額計上したものでございます。

14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、補正額 113 万円の増は、2 節子ども・子育て支援交付金 42 万 2 千円が、放課後児童健全育成事業の事業費増によるもので、補助率は 3 分の 1 であります。子ども・子育て支援事業費補助金 57 万円は、制度改正により児童手当現況届の廃止に伴いますシステム改修の補助となります。補助率は 10 分の 10 であります。3 節子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（ひとり親世帯分）につきましては、国庫補助金としていたものが、県補助金となったため、全額減となったものでございます。4 節地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金 23 万 2 千円の増は、古坂下ホームのブロック塀改修を補助するもので、補助率は 2 分の 1 であります。4 目土木費国庫補助金、補正額 201 万円の増は、社会資本整備総合交付金の交付額決定による増で、除雪費用に充当してまいります。5 目教育費国庫補助金、補正額 20 万円の増は、学校保健特別対策事業補助金の追加分で、小学校分が 12 万 5 千円、中学校分が 7 万 5 千円であります。補助率は 2 分の 1 で感染症対策に充当してまいります。

4 ページをご覧ください。

15 款 2 項 1 目総務費県補助金、補正額 73 万 7 千円の増は、金上コミセンテレワークスペース整備補助金で、補助率は 4 分の 3 であります。2 項 2 目民生費県補助金、補正額 132 万円の増は、3 節ふくしま多子世帯保育料軽減事業費補助金 16 万 4 千円の増が、対象者の増によるもので、補助率は 10 分の 10 であります。ひとり親家庭医療費補助金 65 万 7 千円の増が、入院日数の増などによるもので、補助率は 2 分の 1 であります。子ども・子育て支援交付金 42 万 2 千円の増が、放課後児童健全育成事業の事業費増によるもので、補助率は国と同様で 3 分の 1 であります。4 節子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金（ひとり親世帯分）7 万 7 千円の増は、県が実施主体の臨時給付金事業の事務費負担分で、補助率は 10 分の 10 であります。3 目衛生費県補助金、補正額 50 万円の増は、福島県教育支援体制整備事業費補助金が交付決定となったもので、幼稚園の感染症対策に充当します。補助率は 2 分の 1 でございます。4 目農林水産業費県補助金、補正額 766 万 2 千円の増は環境保全型農業直接支払交付金 22 万 1 千円の増が、環境に配慮した取り組みを行う農業者に補助されるもので、冬季かん水や秋耕、有機農業取組面積により増となります。補助率は国 2 分の 1、県 4 分の 1 となります。

5 ページをご覧ください。

多面的機能支払交付金 13 万 1 千円の減は、配分額決定によるものです。補助率は国 2 分の 1、県 4 分の 1 となります。産地生産力強化総合対策事業補助金 757 万 2 千円は、きゅうり農家がパイプハウス 11 棟、かん水設備 13 棟の整備を行う事業が採択されたことによるもので補助率は 3 分の 1 となります。3 項 4 目土木費県委託金、補正額 51 万 7 千円の減は県道除草委託の実績による 4 万 3 千円の減と旧宮川河川除草面積の実績による 47 万 4 千円の減となります。5 目教育費県委託金、補正額 17 万 3 千円の増は、スクールカウンセラー派遣事業の委託金配分額の増によるもので、勤務時間等が増となったものでございます。

6 ページをご覧ください。

16 款 2 項 1 目不動産売払収入、補正額 2,057 万 9 千円の増は、旧中岩田団地の入札価

格が2,710万7千円となったことによる934万6千円の増、逆水40番地分の売却で904万3千円の増、宮古の法定外公共物分売却で219万1千円の増となります。この収入は全て公共施設整備基金に積立をいたします。

17款1項1目一般寄附金、補正額120万7千円の増は、八ッ橋設備からの100万円と、明治安田生命からの30万7千円の寄附金であり、当初予算との差額分を計上したものであります。全額財政調整基金に積立をいたします。2目ふるさと納税寄附金、補正額5,300万円の増は、ふるさと納税の実績があがっているため、今年度9,000万円の収入を見込み増額したものでございます。その要因としましては、楽天サイトへの加入による露出の増と、小島工業が製造するビーズクッション「ヨギボー」が注目されているためでございます。

18款1項1目財政調整基金繰入金、補正額862万5千円の増は、令和2年度決算の繰越金の2分の1を財政調整基金に積立いたしました。7事業の過年度返還金があったため、返還額の2分の1分を基金から繰入れし返還金に充当するものでございます。6目減債基金繰入金、補正額514万5千円の増は、減債基金を一部繰入し、福島県市町村振興基金からの起債5本を繰上げ償還し、将来負担を軽減するものでございます。

7ページをご覧ください。

20款4項5目雑入、補正額259万1千円の増は多面的機能支払交付金返還金239万6千円が、令和2年度分の実績が確定し、樋渡区、金上区、海老沢区、青木区、沼越区、津尻区の6団体の返還金が確定したものでございます。住宅防火設備整備補助事業10万8千円が、新中岩田住宅の火災警報器交換に対し、全国公営住宅火災共済機構からの補助金が採択され、上限2千円で54個分が補助されたものでございます。下水道事業受益者負担金、全期前納報奨金8万7千円が、本庁舎分、あと東分庁舎の前納報奨金でございます。

21款町債、町債につきましては、第3表の地方債補正の説明のとおりであります。追加が1件、変更が2件であります。これにより、町債の総額は1,460万円減の9億9,817万7千円となります。その内訳は臨時財政対策債が2億4,000万円、特殊事情分が過疎債を活用した新厚生総合病院負担金の6億円あります。残りは一般事業分として1億6,000万円程度でありますので、財政アクションプランで定める起債上限額2億円以内となっております。

8ページをご覧ください。3歳出についてご説明いたします。

2款1項1目一般管理費につきましては、ふるさと納税寄附金と下水道受益者負担金全期前納報奨金の充当により、財源の内訳が、その他2,098万5千円の増、一般財源161万6千円の増となっております。補正額2,260万1千円の増につきましては、2節給料から、4節共済費は、9月1日付の人事異動に伴う職員の扶養手当等、共済組合負担金の増減と、職員の住居手当の減、職員の産休等で採用する会計年度職員の給料、手当等、社会保険料等の増でございます。

9ページをご覧ください。

7節報償費は、ふるさと納税返礼品の増であります。10節需用費は、燃料費の高騰に

よる増と、コロナ関連の広報の増に伴います印刷製本費となります。11 節役務費は、ふるさと納税の返礼品運送料と決済手数料、新町長車の任意保険料となります。12 節委託料は、ふるさと納税の件数増加に対応するため、返礼品発注等業務を 9 月から専門業者に委託したことによるものでございます。13 節使用料及び賃借料のライセンスは、ふるさと納税サイトでありますふるさとチョイス、あと楽天の使用料の増となります。14 節工事請負費は、本庁舎・東分庁舎下水道接続工事の実績による減となります。

10 ページをご覧ください。

17 節備品購入費は、ふるさと納税管理用パソコン 1 台を購入するものでございます。5 目財産管理費、補正額 5,388 万 9 千円の増は、財政調整基金 2,860 万 9 千円の増が、八ッ橋設備からの 100 万円と、明治安田生命からの 30 万 7 千円の一般寄附と、ふるさと納税 5,300 万円増から返礼品等の費用を差し引いた 2,740 万 2 千円を積立するものでございます。公共施設整備基金 2,058 万円の増が、旧中岩田団地分、逆水 40 番地分、法定外公共物分の不動産売払収入を積立てするものでございます。福祉基金 370 万円と、行政センター 100 万円の増が、目的別に寄付をされたふるさと納税を積立てするものでございます。6 目企画費は、テレワーク施設等整備補助金の充当により、財源の内訳が、国県支出金 73 万 7 千円の増、一般財源 16 万円の減となります。補正額 57 万 7 千円の増につきましては、1 節報酬 15 万 2 千円の増が、今年度の実施計画と、地方版総合戦略の諮問答申のため、振興計画審議会を追加開催するための増でございます。7 節報償費、35 万 2 千円の増が、町魅力発見モニターツアーの講師謝礼と、参加モニターの謝礼の増であります。10 節需用費、7 万円の増が燃料費の高騰によるコミュニティセンター灯油代の増であります。11 節役務費 3 千円の増が町魅力発見モニターツアー参加者の保険料となります。8 目電算管理費、補正額 38 万 5 千円の増は、12 節委託料、11 万円の増が、令和 4 年度からの県の次期セキュリティクラウド移行に伴う機器設定をするための増となります。

11 ページをご覧ください。

17 節備品購入費 27 万 5 千円の増は町 PR 動画処理用のパソコンとマイクを購入するためのものでございます。10 目新庁舎建設費、補正額 164 万 7 千円の増は、1 節報酬 6 万 3 千円の増が新庁舎建設検討委員会を開催するためのものでございます。12 節委託料、158 万 4 千円は今年度中に旧江戸鮎解体の設計業務とアスベスト調査を行うものでございます。2 項 2 目賦課徴収費、補正額 23 万 8 千円は令和 4 年度から給食費の口座振替をするために口座振替依頼書様式が変更となるため新たに作成するものでございます。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額 1 万 5 千円の増は、職員の寒冷地手当該当によるものでございます。

12 ページをご覧ください。

3 目老人福祉費、補正額 36 万 1 千円の増は、10 節 1 万 3 千円の増が、燃料費の高騰による公用車用ガソリンの増であります。18 節 34 万 8 千円の増が、高齢者施設の安全対策改修を補助する地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の増で古坂下ホームのブロック塀改修の補助であります。2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 152 万 4 千円の増は、1

節が、子ども子育て会議を追加で開催するための増、10節が子育てふれあい交流センターの灯油代6万3千円の増、12節が、放課後児童健全育成事業の感染症対策のための部屋の分散による支援員の増員による126万8千円の増であります。18節が、多子世帯保育料軽減事業の対象者が6名増加したことにより16万4千円の増であります。

13ページをご覧ください。

2目児童措置費、補正額61万7千円の増は、12節が、令和4年度からの児童手当制度改正に伴うシステム改修業務57万1千円の増で、22節が、令和2年度児童手当国県負担金の過年度返還金4万6千円の増となります。3目母子福祉費、補正額161万4千円の増は、19節扶助費が、ひとり親家庭医療費補助金の対象者が2名増となったものでございます。22節償還金が、令和2年度養育医療費国県負担金の過年度返還金29万9千円の増となります。4目児童福祉施設費、補正額1,010万4千円の増は、3節職員手当等は、9月1日付の人事異動に伴います職員の扶養手当の増と、職員の産休等で採用する会計年度職員の手当等の増であります。22節償還金991万6千円の増が、令和2年度子どものための教育・保育給付交付金と、子育てのための施設等利用給付交付金の過年度返還金の増となります。

14ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額353万8千円の減は、9月1日付の人事異動に伴います職員1名減分の期末手当等の減と、職員の住居手当等の該当によるものでございます。5目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、学校保健特別対策事業補助金20万円と県教育支援体制整備事業費補助金50万円の充当により、財源の内訳が、国県支出金70万円の増、一般財源52万9千円の減となります。補正額17万1千円の増は、令和2年度保育対策総合支援事業費補助金と、福島県子ども・子育て支援交付金の過年度返還金の増となります。2項1目塵芥し尿処理費、補正額450万円の減は事業費が確定見込額が出たため、廃棄物収集・運搬料200万円の減と資源物分別処理業務委託料250万円の減となります。

15ページをご覧ください。

6款1項2目農業総務費、補正額12万2千円の増は、職員の住居手当の該当による増であります。3目農業振興費は、環境保全型農業直接支払交付金22万1千円と、産地生産力強化総合対策事業補助金757万2千円の充当により、財源の内訳が、国県支出金779万3千円の増、一般財源7万5千円の増となります。補正額786万8千円の増は、環境に配慮した取り組みを行う環境保全型農業直接支払事業補助金が、取組面積の確定により、29万6千円の増となります。次の生産力強化支援事業が、3世帯のきゅうり農家がパイプハウス11棟と、かん水設備13棟の整備を行う事業が追加採択されたことにより、757万2千円の増となります。補助金の全額を農家に支出するトンネル補助となります。5目農地費は令和3年度多面的機能支払交付金確定による事務費と、令和2年度多面的機能支払交付金返還金の充当により、財源の内訳が、国県支出金13万1千円の減、その他179万7千円の増、一般財源48万1千円の増となります。補正額214万7千円は、10節が多面的機能支払交付金事務用品1千円の増、14節が富川頭首工のフェンス修繕

工事を実施するため 53 万 9 千円の増、18 節が配分額決定により、多面的機能支払交付金事業補助金 19 万円の減となったものでございます。

16 ページをご覧ください。

22 節が、令和 2 年度多面的機能支払交付金の過年度返還金 179 万 7 千円の増となります。6 目国土調査費、補正額 308 万円は平成 12 年度に地籍調査を実施した牛川第 1・第 2 地区分で期間が経過し土地の異動が多数発生し修正が必要になったため地籍調査業務を再委託するものであります。

7 款 1 項 4 目スキー場管理運営費、補正額 13 万 9 千円の増は、旧スキー場の国有林借地内の配電設備の撤去に向け P C B 検査を行うものでございます。5 目温泉施設管理費補正額 164 万 3 千円の増は、糸桜里の湯ばんげに 8 月 26 日から 9 月 12 日までの間、町から休業要請をした補償となります。

8 款 2 項 2 目道路維持費は社会資本整備総合交付金の 201 万円の増、道路除草委託金の 4 万 3 千円減、除雪機械整備事業債の 1,000 万円減により、財源の内訳が、国県支出金 196 万 7 千円の増、地方債 1,000 万円の減、一般財源 1,241 万円の減となります。補正額 2,044 万 3 千円の減は、2 節給料が除雪オペレーターの雇用日数の再積算と単価の確定により、63 万 6 千円の増となります。

17 ページをご覧ください。

12 節委託料は、県道除草等維持管理が保険料の減により 4 万 3 千円の減、防雪柵設置及び撤去が額の確定により 609 万円の減となります。17 節備品購入費は、8 トン除雪ローザの購入額確定により 1,494 万 6 千円の減となります。3 項 1 目河川総務費、補正額 47 万 4 千円の減は、旧宮川河川浄化業務の面積の減によるものでございます。5 目都市下水路費、補正額 63 万円の増は、上町第 1 ゲートが経年劣化で故障したため修繕料の増となるものです。6 目公園費、補正額 28 万 5 千円の増は、10 節需用費は、駅前公衆トイレの水洗化改修による電気料と水道料の増であります。

18 ページをご覧ください。

11 節役務費は、公園除草後の草を広域圏環境センターに運搬する費用の増となります。5 項 1 目住宅管理費につきましては、全国公営住宅火災共済機構からの補助金の充当により、その他 10 万 8 千円の増、一般財源 54 万 8 千円の減となります。補正額 44 万円の減は中岩田南団地 8 号棟の火災警報器設置修繕工事の減と、町建築物表彰協議会を今年度も中止したことによる補助金の減となったものでございます。

9 款 1 項 1 目非常備消防費は財源内訳の補正のみで消防施設整備事業債の減額により、地方債 460 万円減、一般財源 460 万円の増となります。2 目消防施設費、補正額 204 万 5 千円の増は、10 節が J アラートの端末と U P S が経年劣化により故障したための、修繕料 86 万 8 千円を増とするものでございます。

19 ページをご覧ください。

18 節が、中村地内の県有地が民間に売却となったことに伴い、町が敷地内に設置していた消火栓の移設工事を行うもので、負担金 117 万 7 千円の増となります。

10 款 1 項 2 目事務局費は、スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業委託金の充当に

より、国県支出金 17 万 3 千円の増、一般財源 1 万 3 千円の減となります。補正額 16 万円の増は、スクールソーシャルワーカー委託金の決定により、1 節報酬 13 万 8 千円の増、10 節消耗品 2 万 2 千円の増となります。3 目子ども支援費、補正額 98 万 2 千円の増は、2 節給料から 3 節職員手当等は職員の産休等で採用する会計年度職員の給料手当等であります。

20 ページをご覧ください。

2 項 1 目小学校費、学校管理費、補正額 3 万 4 千円の増は、10 節需用費は、燃料費の高騰による南小学校、東小学校の灯油代 67 万 4 千円の増であります。12 節委託料と、14 節工事請負費は、南小学校体育館 LED 工事の完了による減となります。3 項 1 目中学校費、学校管理費、補正額 33 万 5 千円の増は、10 節需用費は、燃料費の高騰による中学校の灯油代 33 万 5 千円の増であります。2 目中学校費、教育振興費、補正額 25 万 8 千円の増は、聴覚支援学校の児童が来年度より坂下中学校に進学するため、マイクや補聴器などの補聴援助機器を導入するためのものがございます。

21 ページをご覧ください。

5 項 2 目公民館費、補正額 5 万 6 千円の増は、燃料費の高騰に伴います中央公民館の灯油代でございます。

12 款 1 項 1 目公債費、補正額 514 万 5 千円の増は、減債基金を財源に、福島県市町村振興基金からの起債 5 件を繰り上げ償還するものがございます。

最後に、13 款 1 項 1 目予備費、補正額 4,048 万 5 千円は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は 9,678 万円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第 92 号及び議案第 93 号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第 92 号「令和 3 年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

令和 3 年度会津坂下町の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳出予算の内、建設費の委託料と工事請負費を組み替えするものであります。

1 ページをお開きください。「第 1 表歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の1ページをお開きください。1総括、歳出であります。

1款下水道事業費でありまして、補正額の増減はございません。

2ページをお開きください。歳出であります。

1款3項1目建設費の12節委託料1,600万円の増は、次年度以降整備予定箇所の測量業務委託並びに設計積算業務委託によるものであります。14節工事請負費1,600万円の減は、今年度の管渠埋設等整備予定箇所における事業費の精査によるものであります。以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第93号「令和3年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

第1条として、令和3年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は、令和3年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額5億2,265万6千円に117万7千円を追加し、5億2,383万3千円に改めたいというものであります。

次に、第1款水道事業費用を、既決予定額4億7,871万8千円に1,046万円を追加し、4億8,917万8千円に改めたいというものであります。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,150万1千円の補てん財源を、過年度分損益勘定留保資金1億2,928万6千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,221万5千円に改めたいというものであります。

第1款資本的収入を、既決予定額1億3,170万4千円から8,717万2千円を減額し、4,453万2千円に改めたいというものであります。

裏面をお開きください。

第1款資本的支出では、既決予定額2億7,790万6千円から9,187万3千円を減額し、1億8,603万3千円に改めたいというものであります。

第4条では、予算第5条に定めた企業債を、次のとおり補正したいというものであります。借入限度額を7,240万円減額し、3,070万円にしたいというものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、いずれも補正前の条件によりたいというものであります。

今回の補正の主なものにつきましては、令和3年度福島県生活基盤施設耐震化等交付金事業の減額変更に係る関連予算の減、県道管理者との占用協議継続に伴う県道喜多方会津坂下線水管橋更新工事の減、及び県道赤留塔寺線配水管布設替工事ほか2件の工事請負費確定による増を計上したものであります。

また、管路管理システム更新につきましては、今後、現システムのデータ資源を有効活用し、水道法改正に伴う水道施設台帳を整備検討することとしたため減といたしました。

た。

1 ページをお開きください。実施計画であります。

詳細につきましては、5 ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の減少額は、補正前の 4,817 万 1,889 円に 2,067 万 5 千円増額し、6,884 万 6,889 円となり、資金期末残高は 6 億 7,578 万 70 円となります。

4 ページをお開きください。予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5 ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的収入、1 款 1 項 3 目その他の営業収益 117 万 7 千円の増は、4 節雑収益の中村地区消火栓移設工事に係る一般会計からの消火栓維持管理負担金であります。

6 ページをお開きください。

収益的支出、1 款 1 項 2 目配水及び給水費 458 万 7 千円の増は、20 節修繕費中村地区消火栓移設工事費が 117 万 7 千円の増、及び 48 節工事請負費、県道赤留塔寺線配水布設替工事ほか 2 件の工事請負費確定により 341 万円の増であります。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税 587 万 3 千円の増は、今回の補正額を基に再計算した結果、課税売上増による納付額を計上したものであります。

7 ページをお開きください。

資本的収入、1 款 1 項 1 目企業債 7,240 万円の減は、事業見直しによる工事費の減によるものであります。

1 款 6 項 1 目国庫補助金 1,477 万 2 千円の減は、福島県生活基盤施設耐震化等交付金事業の減額変更によるものであります。

8 ページをお開きください。

資本的支出、1 款 1 項 3 目固定資産購入費 9,187 万 3 千円を減額するものであります。内訳としまして、3 節構築物 8,197 万 3 千円の減は、事業見直しによる県道会津坂下会津高田線水道施設等耐震化事業、及び県道喜多方会津坂下線水管橋更新工事の減、並びに県道赤留塔寺線配水管布設替工事ほか 2 件の工事請負費確定によるものであります。8 節無形固定資産 990 万円の減は、管路管理システム更新取止めによる全額減であります。

9 ページをお開きください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入 5 億 2,383 万 3 千円、収益的支出 4 億 8,917 万 8 千円、税込当期純利益 3,465 万 5 千円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,221 万 5 千円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税 5 千円を差し引き、税抜当期純利益は、2,243 万 5 千円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）の不足額の補てん財源につきましては、下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

これらの議案に対する質疑は、最終日においてお願いいたします。

◎議員提出議案第7号の提案・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議員提出議案第7号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議員提出議案第7号

会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第112条及び会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月2日提出

提出者	会津坂下町議会議員	青木美貴子
賛同者	同	目黒克博
同	同	蓮沼文明
同	同	物江政博
同	同	赤城大地
同	同	横山智代
同	同	渡部正司
同	同	小畑博司
同	同	佐藤宗太
同	同	山口享
同	同	渡部順子
同	同	五十嵐一夫
同	同	酒井育子

会津坂下町議会議長 水野孝一様

会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則

会津坂下町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合はその名称を記載

し、代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

◎議長（水野孝一君）

提出者の説明を求めます。

◎13 番(青木美貴子君)

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、青木美貴子君。

◎13 番(青木美貴子君)

ただいま職員が読み上げたとおり、議員代表として提案として出したいと思います。皆さん、よろしく願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 7 号「会津坂下町議会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

この採決は挙手をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の議事は全部終了いたしました。

12月3日から5日までは休会であります。

12月6日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、11月25日の正午に通告を締め切っており、議員8名から通告を受けております。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後0時00分）

なお、午後1時より議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集願います。終了後、議会改革特別委員会を開催しますので、中会議室にご参集ください。

繰り返し申し上げます。

午後1時から議会全員協議会、終了後に議会改革特別委員会を中会議室で行いますので、よろしく申し上げます。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 12 月 2 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員